



発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………(環境局総務部環境政策課)…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…九
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…二
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…三

告示

●東京都告示第百十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、(仮称)新ごみ焼却施設整備事業について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、

次のとおり告示する。

令和元年六月十日

東京都知事 小池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

小平市 栄町一丁目、小川町一丁目、上水新町一丁目及び中島町の区域

東大和市 向原六丁目、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、桜が丘四丁目、南街一丁目、南街二丁目、南街三丁目、南街四丁目、南街五丁目、南街六丁目、立野三丁目及び立野四丁目の区域

武蔵村山市 大南四丁目の区域

立川市 幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、幸町四丁目、幸町五丁目、幸町六丁目、若葉町一丁目、若葉町三丁目、若葉町四丁目、柏町二丁目、柏町三丁目、柏町四丁目及び柏町五丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小平・村山・大和衛生組合
管理者 小林 正則
小平市中島町二番一号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)新ごみ焼却施設整備事業

廃棄物処理施設の設置

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、小平市中島町二番一号に位置する既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、

地盤、水循環、生物・生態系、日影、電波障害、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和元年六月十日から同年七月九日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 小平市環境部資源循環課

小平市小川東町五丁目十九番十号 小平市リサイクルセンター内

イ 東大和市環境部環境課

東大和市中中央三丁目九百三十番地

ウ 武蔵村山市協働推進部環境課

武蔵村山市本町一丁目一番地の一

エ 立川市環境下水道部環境対策課

立川市泉町千五百五十六番地の九

オ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

カ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

キ 都民の意見書の提出

(一) 提出方法 持参又は郵送

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法 持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和元年七月二十四日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

別記(原文のまま記載)

・環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(13)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中> 【建設機械の稼働に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.034ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は32.3%であり、大気質への影響は小さいと考える。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.046mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は6.3%であり、大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.034ppm [環境基準 0.06ppm以下^(注1)] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.046mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下]</p> <p>【工事車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.026～0.028ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は1.20～5.36%であり、大気質への影響は小さいと考える。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.037～0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.02～0.11%であり、大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.026～0.028ppm [環境基準 0.06ppm以下^(注1)] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.037～0.038mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下]</p> <p><工事の完了後> 【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】 長期予測 予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。 二酸化硫黄の年平均値の2%除外値は0.002ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は5.39%である。 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.022ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は1.89%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は0.35%である。 ダイオキシン類の年平均値は0.014pg-TEQ/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は4.21%である。 塩化水素の年平均値は0.0004ppmであり、評価の指標とした目標環境濃度を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は15.97%である。 水銀の年平均値は0.002μg/m³であり、評価の指標とした指針値を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は7.25%である。 したがって、いずれの物質も予測濃度に出める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化硫黄 2%除外値 0.002ppm [環境基準 0.04ppm以下] ・二酸化窒素 年間98%値 0.022ppm [環境基準 0.06ppm以下^(注1)] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下] ・ダイオキシン類 年平均値 0.014pg-TEQ/m³ [環境基準 0.69pg-TEQ/m³以下] ・塩化水素 年平均値 0.0004ppm [目標環境濃度 0.02ppm以下] ・水銀 年平均値 0.002μg/m³ [指針値 0.04μg-1kg/年以下]</p>

注1) 二酸化窒素の環境基準：年平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測 最も濃度が高くなる気象条件時（逆転層出現時（フェミダージュン））の予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。 したがって、予測濃度の最大値は評価の指標を下回ることから施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 1時間値 0.007ppm [環境基準 0.1ppm以下] ・二酸化窒素 1時間値 0.056ppm [短期暴露指標値 0.1ppm以下] ・浮遊粒子状物質 1時間値 0.081mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³以下] ・ダイオキシン類 1時間値 0.051pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下] ・塩化水素 1時間値 0.004ppm [日標準境濃度 0.02ppm以下] ・水銀 1時間値 0.016μg/m³ [指標値 0.04μg/m³以下] <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス】 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.026～0.027ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、廃棄物等運搬車両の走行に伴う音与率は0.13～1.60%であり、大気質への影響は小さいと考える。 浮遊粒子状物質の年平均値の2%除外値は0.037mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、廃棄物等運搬車両の走行に伴う音与率は0.01%未満～0.02%であり、大気質への影響は小さいと考える。 ・二酸化窒素 年間98%値 0.026～0.027ppm [環境基準 0.06ppm以下^(注)] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.037mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下]</p> <p>＜工事の完了後＞ 【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）】 敷地境界において、評価の指標とした規制基準を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。 ・臭気指数（敷地境界） 10未満 [規制基準 12]</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（煙突等気体排出口）】 煙突排ガス及び脱臭装置（出口）の臭気排出強度 新施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は、評価の指標とした規制基準を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。 ・臭気排出強度 煙突排ガス 4.8×10^{m³/分}以下 [規制基準 4.8×10^{m³/分}] 脱臭装置（出口） 2.1×10^{m³/分}以下 [規制基準 1.0×10^{m³/分}] 煙突から拡散する悪臭（臭気指数） 煙突から拡散する悪臭の予測結果は、全てのケースで臭気指数が10未満であり、評価の指標を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（排水水）】 排水水の臭気指数は、評価の指標とした規制基準を下回る。また、新施設からの排水は全て公共下水道へ排出し、公共用水域へは排出しない。 したがって、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。 ・臭気指数（排水水） 28以下 [規制基準 28]</p>

注1 二酸化窒素の環境基準：年平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>＜工事の施行中＞ 【建設機械の稼働に伴う騒音】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 ・3号ごみ焼却施設等解体工事 71dB（敷地境界南側）[規制基準85dB] ・新ごみ焼却施設建設工事 72dB（敷地境界南側）[規制基準85dB] ・4・5号ごみ焼却施設等解体工事、管理棟建設工事 73dB（敷地境界北側）[規制基準85dB]</p> <p>【建設機械の稼働に伴う振動】 各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める報告基準を下回る。 さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 ・3号ごみ焼却施設等解体工事 60dB（敷地境界南側）[報告基準70dB] ・新ごみ焼却施設建設工事 67dB（敷地境界南側）[規制基準75dB] ・4・5号ごみ焼却施設等解体工事、管理棟建設工事 63dB（敷地境界北側）[規制基準75dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】 予測結果は、松の木通り（地点①）で環境基準を超えている。なお、松の木通り（地点①）は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は2.1dBに留まる。その他の地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づき騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.6～1.0dBである。 工事用車両の走行にあたっては、走行ルートは分散させる。また、全体工程の平準化を検討し、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 ・昼間 59～68dB [環境基準55～70dB]</p> <p>【工事用車両の走行に伴う振動】 予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（昼間：60～65dB、夜間：55～60dB）を下回る。さらに、工事用車両の走行にあたっては、走行ルートは分散させる。また、全体工程の平準化を検討し、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 ・昼間 56～58dB [規制基準60～65dB] ・夜間 35～46dB [規制基準55～60dB]</p>

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】 全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準（向基準とも朝・夕・夜間45dB、昼間50dB）を下回る。 さらに、設備機器の使用にあたっては点検・補修等の維持管理を適切に講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。 ・朝・夕・夜間 45dB（敷地境界最大地点）【規制基準45dB】 ・昼間 48dB（敷地境界最大地点）【規制基準50dB】</p> <p>【施設の稼働に伴う振動】 全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（向基準とも昼間65dB、夜間60dB）を下回る。 さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振マムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。 ・昼間 58dB（敷地境界最大地点）【規制基準 昼間：65dB】 ・夜間 56dB（敷地境界最大地点）【規制基準 夜間：60dB】</p> <p>【施設の稼働に伴う低周波音】 各地点の昼間及び夜間における施設の稼働にG特性音圧レベル（L_{G}）は既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度（55～76dB）又はそれ以下と予測されることから、評価の指標とした知覚できる100dBより下回る。 また、1/3オクターブバンド平坦特性音圧レベルについても、既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度（37～70dB）又はそれ以下と予測されることから、心理的影響及び物理的影響の70～115dBより下回る。 さらに、設備機器は、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮することにより施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音】 予測結果は、松の木通り（地点①）で環境基準を超えている。なお、松の木通り（地点①）は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は0.3dBに留まる。 その他の地点においては、評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加量は0.0～0.6dBである。 廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避等により騒音の低減に努めることから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。 ・昼間 57～67dB【環境基準55～70dB】</p>

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動】 予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（60～65dB）を下回る。 廃棄物等運搬車両の走行にあたっては、空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避等により振動の低減に努めることから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。 ・昼間 54～57dB【規制基準60～65dB】</p> <p><工事の施行中></p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】 計画地内における土壌調査結果では、既存4・5号ごみ焼却施設の灰積出場付近から採取した試料において「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。その他の調査地点の有害物質含有量・溶出量は全調査項目で「土壌汚染対策法」による指定基準及び東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準を下回った。 当該土壌含有量の基準値超過区画については、工事開始前に、詳細調査を実施し、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」の環境基準を下回る結果であった。 また、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。 さらに、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。 したがって、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】 現況調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。 また、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。 したがって、有害物質が地下水へ溶出する可能性はなく、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【汚染土壌の量】 「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。 当該区画については、汚染の除去や拡散防止等、適正に対策を講じる。 なお、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】 関係法令に基づき基準を満足し、土壌汚染の拡散がないことから、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】 工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁(SMW)や鋼矢板による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせて、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。 したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の深い区域(GL約-4m)は、鋼矢板を掘削深度より深い位置まで投入をし、掘削深度の深い区域(GL約-22m)は、遮水性の高い山留め壁(SMW)により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-30mまで投入して、帯水層からの地下水の湧出の抑制及び山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防止する。これらの対策により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。 さらに、地下水水位の変動を把握するとともに、地盤面の変位を定期的に測量し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、周辺の地下水水位を著しく低下させること及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】 計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下構造物築造後においては、山留め壁(SMW)及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものと考ええる。 したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。また、新施設における揚水量は、既存施設より少ない100m³/日程度を計画している。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。 なお、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【地下水の水位、流況の変化の程度】 掘削工事では、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁(SMW)で囲み、かつその先端を粘土質砂礫の不透水層に到達するGL約-30mまで投入し、帯水層からの地下水の湧出や山留め壁下側から回り込む地下水の流入を抑制する計画である。 したがって、掘削工事に伴う地下水の湧出や回り込みを抑制するとともに、掘削面内の樹木は山留め壁(SMW)の内部に限られるため、周辺の地下水水位を著しく低下させること及び流況が大きく変化することはないと考える。 また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。 したがって、掘削工事及び山留め壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【地下水の水位、流況の変化の程度】 工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。また、新施設における揚水量は、既存施設より少ない100m³/日程度を計画している。よって地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。 なお、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。 したがって、地下構造物等の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】 本事業では、雨水浸透施設及び一次貯留槽の設置により、「小平市開発事業条例」に定める雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画である。 また、建物屋上に降った雨水は、利用用槽に導いてプラント用水等に有効利用し、余剰分は、一時貯留槽に貯留した後、公共下水道に放流する計画である。 したがって、雨水の表面流出量を軽減すると考える。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 生物・ 生態系	評価の結論
	<p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生物】 陸上動物相の変化の内容及びその程度 工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用するアズマモグラ、ムクドリ等の鳥類、ヒガシニホソトカゲ等の爬虫類、ヒゲアトハナムグリ等の昆虫類の生息環境が一部消失することから計画地周辺の同様な環境に一時的に移動すると考えられる。また、計画地内の植栽樹等を一時的に利用するアオガサ等の鳥類は、主な生息環境の直接改変はないものの、一時的に利用される環境が一部消失する。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くとなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の陸上動物相にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>生息（育）環境の変化内容及びその程度 工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用する陸上動物の利用頻度が一時的に低下すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息環境は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くとなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息（育）環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 生物・ 生態系	評価の結論
	<p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生態系】 陸域生態系の変化の内容及びその程度 工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、生態系環境類型区分のうち、本事業に伴って改変されるのは計画地のみであり、樹林地及び草地の改変はない。注目される種及び群集について、上位性のモズは、陸域の林縁部や耕作地等を主な餌場として利用していると考えられ、これらの直接改変はないため、餌資源となる陸上動物の著しい減少はない。典型性について、コナラ群落は本事業に伴う直接改変はない。また、アズマモグラ、シジュウカラ及びヒガシニホソトカゲは、計画地内の芝地や植栽樹等の生息環境が一部消失することから計画地周辺の同様な環境に一時的に移動すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くとなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行うことで良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。さらに、計画地は緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>以上のことから、調査地域の生態系にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>＜工事の完了後＞ 【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の変化の程度】 計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突による日影時間は高さが既存施設より低くなるため、既存施設より影響は低減された。したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の変化の程度】 計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地の西側に近接して低層住居が位置しているとともに、北側には野火止用水緑道、東側には隣接樹林地が位置している。計画地の西側に近接している低層住居については、日影時間が春分日・秋分日に25分程度減少する。計画地の北側に近接している野火止用水緑道については、日影時間が夏至日・冬至日に10分程度減少し、春分日・秋分日に175分程度減少する。日影時間が夏至日に55分程度減少し、春分日・秋分日に50分程度減少し、冬至日に30分程度減少する。したがって、工事の完了後の各予測地点付近における日影時間は、現況と比べて減少し、日影の影響は低減されるため、特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 電波障害	評価の結論
	<p><工事の完了後> 【遮蔽障害及び反射障害】 東京スカイツリー広域放送の地上デジタル放送(21~27ch)の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測される。地上デジタル放送(21~27ch)の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。16ch)の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測される。地上デジタル放送(16ch)の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。反射障害については、反射障害の発生が予測される地域を明示するまでには至らないと予測する。 衛星放送の遮蔽障害範囲は、計画地の北側の野火止用水緑道まで伸びるが、住宅等がないため一般住宅への障害は生じないと予測する。 なお、連絡窓を設け、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、迅速な対応を図り、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消されると考えられたが、本事業に起因する電波障害は評価指標とした「施設の新設に伴う電波障害を起さないこと」を満足すると考える。</p> <p><工事の完了後> 【主要な景観構成要素の変更の程度及びその変更による地域景観の特性の変化の程度】 計画地周辺は低層及び中層建築物である住宅等が多く、計画地南側には玉川上水、北側には野火止用水緑道があり、水辺環境や緑に恵まれた景観特性を有している。本事業は、既存のごみ焼却施設、相大ごみ処理施設、廃水処理施設等を解体・撤去しその跡地に新施設を建設するものである。工事の完了後の主な建築物等は新ごみ焼却施設、煙突及び(仮称)不燃・相大ごみ処理施設であることから、基本的な景観構成要素の変化は小さく、地域景観の特性の変化の程度は小さい。 また、周辺環境に調和した色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【代表的眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後には、計画地北側に位置する野火止用水緑道及び南側に位置する玉川上水緑道の地点からは新施設の出現により眺望の変化の程度は大きい。敷地内には中低木を設置するなど緑化を図る。また、意匠、色彩については、東京都景観計画に定める景観形成基準に基づき、ことにより周囲の景観と調和を図る。 さらに、建替後の煙突は既存煙突の2本から1本へと減らし、高さも100mから59.5mと低くする計画である。 したがって、周辺環境に調和した意匠、色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地近傍における形態率の変化は、現況と比べて計画地西側で約2.5ポイント減少し、計画地北側で約0.1ポイント、計画地南側で約11.4ポイントの増加に留まる。その他の地点では変化はない。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては東京都景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とともに、計画地内に中低木等を植えるなど可能な限り緑化を図ることから、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目 自然との触れ合い活動	評価の結論
	<p><工事の施行中> 【建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。 したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 工事用車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路(出入口)と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。 したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p> <p><工事の完了後> 【施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】 本事業は、既存のごみ処理施設の建設を行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。 したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場が持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】 廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路(出入口)と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。 したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p>

表1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】 既存施設の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。 なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。 したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。</p> <p>【建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法】 新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約219tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。 なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。 また、新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約30,008m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車面にてシート掛け等を行い搬出し、再利用を図る。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。 したがって、建設工事に伴い発生する廃棄物の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。</p> <p>【特別管理産業廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法】 アスベスト廃棄物 既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じたが除去作業を実施する。 除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い、物じんが飛散しないよう、堅固な容器や二重袋詰め等を実施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に保管する。 運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含むする廃棄物の適正処理に関する指導指針」（昭和62年8月6日清環産第109号）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。 また、運搬・処分にあたっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。 以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。</p>

表1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p>POB 廃棄物</p> <p>既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて撤入を否定できない結果となっておりことから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たにPOB廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「POB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。 以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】 新施設の稼働に伴う廃棄物（主灰、飛灰）搬出量は、ストローカ式で10,775t、流動床式で5,431tと予測するが、発生した主灰、飛灰はエッセメント化施設（東京都たま川資源循環組合）に搬出し、エッセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式で発生する不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。なお、新施設から排出される鉄屑については、製品原料として資源化を行う計画である。 （仮想的に粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、6,654tと予測するが、選別後の鉄屑・アルミ類及び小型家電は民間リサイクル業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。有害物については、関係法令に基づいて適正に処理・処分する。破砕残さは新施設において焼却を行う。 したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えられる。</p> <p>＜工事の完了後＞</p> <p>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】 計画施設では、電気、都市ガスの使用及びごみみの焼却によって、約6,751t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約1,751t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約5万t-CO₂/年と予測する。 本事業では、エネルギーの有効活用として、ごみ発電及び近隣施設へ熱供給を実施するとともに、太陽光の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、建物の断熱を図り、高効率モーターやLED照明導入によりエネルギー使用量を削減する。 以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化等に関する法律等、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境確保条例等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであると考えられる。</p>

●東京都告示第百十六号

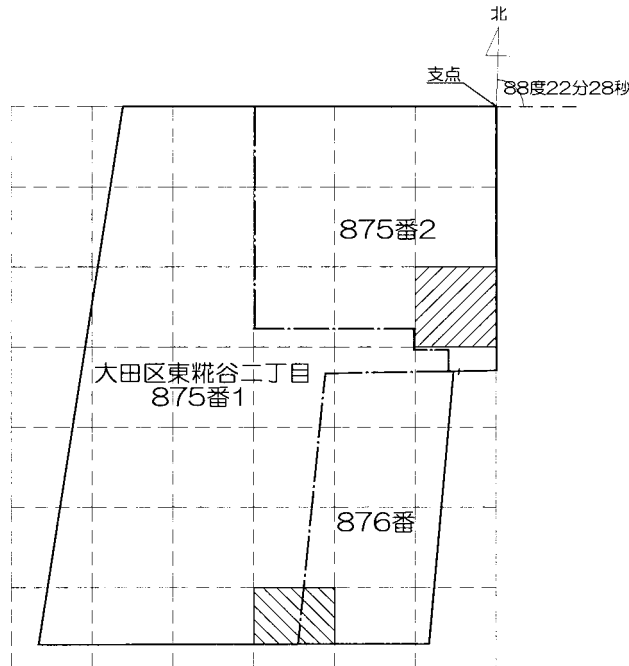
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第九百七十
六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同
条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、
次のとおり告示する。

令和元年六月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区東糀谷二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡 例	
	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

【支点】
支点は、大田区東糀谷二丁目875番2の最北端とする。

【格子の回転角度（88度22分28秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十七号

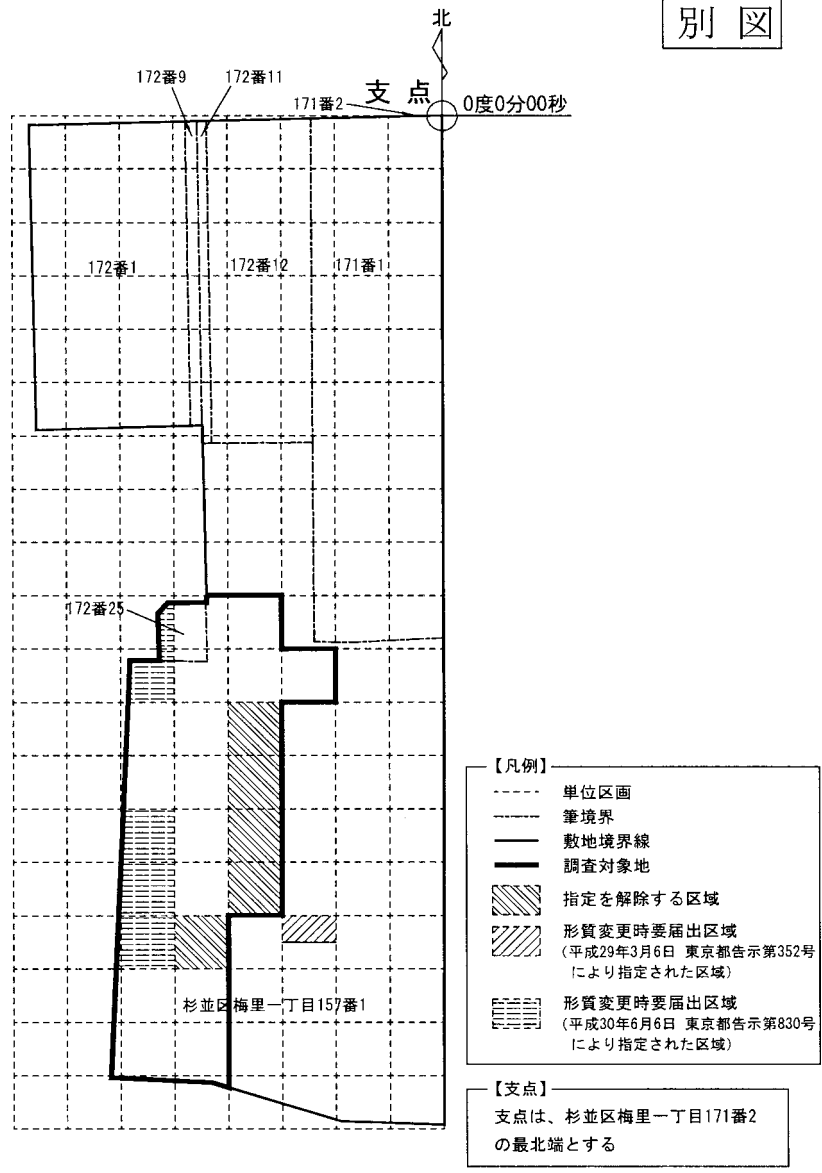
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第百三十号 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次 のとおり告示する。

令和元年六月十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(杉並区梅里一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別 図



【格子の回転角度(0度0分0秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第百二十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年六月十日
東京都知事 小池百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル亀戸	江東区亀戸1-43-8 コープ野村亀戸中央棟1階B区画	平成31年1月1日
一般社団法人ころん	もうひとつのおうち柿の木坂	目黒区柿の木坂1-17-19	同日
社会福祉法人未来・わりま	幼児教室とことぼけっと	練馬区高松4-31-3	同日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル竹ノ塚	足立区竹の塚1-30-1 コンフォール1階店舗A	同日
特定非営利活動法人ゆめのめ	デイケアルームフローラ	日野市日野台2-40-29 ビラメゾン日野101号	同日
医療法人社団杉内医院	ことぼの森	目黒区自由が丘2-7-4 2階	平成31年2月1日
アース・キッズ株式会社	スタジオそら大岡山	大田区北千束3-17-14 2階	同日
シンビオシス株式会社	あしたも笑顔 anela	葛飾区柴又4-11-7-1階	同日
株式会社共輝	コペルプラス 赤塚教室	板橋区赤塚新町2-11-3 ドエルブローニョ1階A号室	平成31年3月1日
一般社団法人ぶらす	カスターネット	羽村市小作台1-7-2 東海ビル202	同日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社修学舎	放課後等デイサービス GRIP キッズ 両国校	墨田区緑4-22-8 緑町石井ビル1階	平成31年1月1日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル亀戸	江東区亀戸1-43-8 コープ野村亀戸中央棟1階B区画	同日
合同会社緑架	たすきっず	江東区大島2-35-10 操ビル202号	同日
株式会社Y&N	ミント	品川区西品川2-10-11 ブランドボナール1階	同日
株式会社CLOVER	アフタースクールクローバーキッズ学芸大学	目黒区中町1-25-22	同日
一般社団法人日本教育福祉支援機構	ラルゴKIDS 荒川	荒川区西尾久6-14-2	同日
ベストリハ株式会社	ハッピートライアングル竹ノ塚	足立区竹の塚1-30-1 コンフォール1階店舗A	同日
株式会社レヴアクト	このこのビレッジ青梅	青梅市東青梅3-25-3	同日
一般社団法人映楽	放課後等デイサービス Tomorrow	青梅市東青梅1-4-11	同日
特定非営利活動法人ゆめのめ	デイケアルームフローラ	日野市日野台2-40-29 ビラメゾン日野101号	同日
医療法人社団杉内医院	ことぼの森	目黒区自由が丘2-7-4 2階	平成31年2月1日

シンビオシス株式会社	あしたも笑顔 anela	葛飾区柴又4-11-7-1階	同日
有限会社アン・インターナショナル	放課後等デイサービス あんプラス三河島	荒川区荒川4-2-2 2階	平成31年3月1日
一般社団法人がらす	カスタネット	羽村市小作台1-7-2 東海ビル202	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人子ども発達・子育て支援センターSmile-ing	発達支援ルーム にこっと 高門寺教室	杉並区高円寺北3-40-13 BIG VALLEY 2階	平成31年1月1日
株式会社ジョイナス	発達支援センタージョイナス中村橋駅前教室	練馬区貫井1-1-4 トレスリーオス2階	平成31年3月1日

公 告

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和元年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

許可を受けた者の
住所及び氏名

青梅市東青梅六丁目二十七番
二、同番六、三十一番二及び
同番三

立川市富士見町二丁目十三
番十九号富士見町ビル三階
株式会社多摩企画センター
代表取締役 見陣 昭彦

昭島市中神町二丁目百八十八
番一、同番一地先、同番二及
び百八十九番三

昭島市中神町一丁目七番二
十号

長谷川雅代

発 行

東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 定 価

本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三三八)二五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

